

## 入出港届記載要領

### 入出港届様式について

1. 本様式への記載は、同様式の注意書き及び本記載要領に従い行ってください。
2. 本様式を入港届として使用する場合は「到着」欄に、出港届として使用する場合は「出発」欄に、入出港届として使用する場合は「到着」欄及び「出発」欄に、チェックをしてください。

### 様式の各項目の記載方法

1. 船舶の名称、種類及び信号符字

船舶の種類については、「貨物船、コンテナ船、貨客船、客船、油槽船、漁船、その他」の種別を記載してください。

2. 到着港／出発港

入港届として使用するときは「到着港」を、出港届として使用するときは「出発港」を記載してください。港長に提出する場合は、当該欄には記載を要しません。

3. 到着日時／出発日時

入港届として使用するときは「到着日時」を、出港届として使用するときは「出発日時」を、入出港届として使用するときは「到着日時」及び「出発日時」を、記載してください。

到着日時については、船舶が港内にびょう泊した日時又は係留した日時のいずれか早い方の日時を記載してください。

6. 前寄港地／次寄港地

入港届として使用するときは「前寄港地」を、出港届として使用するときは「次寄港地」を、入出港届として使用するときは「前寄港地」及び「次寄港地」を、記載してください。

7. 船籍港、登録年月日及び船舶番号

港長に提出する場合は、船籍港については記載の必要はありません。

登録年月日については、記載の必要はありません。

船舶番号については、信号符字を有しない船舶のみ船舶国籍証書に記載された船舶番号を記載してください。

9. 総トン数

国際トン数証書に記載されている総トン数（国際トン数証書がない場合は、船舶国籍証書に記載されている総トン数）と、入港する港の入港料の算定基礎となるトン数を記載してください。（両者が同じ場合は、一つのトン数の記載で可。）

#### 10. 純トン数

船舶のトン数の測度に関する法律第6条に規定する純トン数を記載してください。  
港長に提出する場合は、当該欄には記載を要しません。

#### 12. 航海に関する簡潔な細目

仕出港から仕向港までの港名をすべて記載してください。港長に提出する場合は、当該欄には記載を要しません。

#### 13. 貨物に関する簡潔な記述

積載貨物の種類を記載してください。港長に出港届を提出する場合は、当該欄には記載を要しません。

なお、港長に入港届の提出後、1.船舶の種類、4.船舶の国籍、5.船長の氏名、8.船舶の代理人の氏名又は名称及び住所及び9.総トン数の欄の記載事項に変更がなければ、出港届の当該欄には記載を要しません。

#### **提出部数**

港長には入港届及び出港届各1通を提出してください。

港湾管理者には各条例等に基づく届と部数を提出してください。

なお、港長に提出する場合は、出港の日時があらかじめ定まっているときには、1通で入出港届を兼ねることができます。